

# 町内会規約細則

## 第7章 町内会内における任意団体の取り扱いについて

(町内会内任意登録団体)

第1条 町内会内任意登録団体（以下登録団体という）とは本会が会員の利益となると判断した団体で、活動に当たり本会区域を主たる活動の場とし、次の項目のいずれかを活動目標とする団体である。

- (1) 環境美化、高齢者の生活支援その他のボランティア活動
- (2) 会員の健康増進に関する活動
- (3) 会員の生涯学習活動の推進に関する活動。
- (4) その他役員会が会員の益に沿うものと認定する活動。

2 登録団体はその構成員の半数以上が町内会会員でなければならない。

3 登録団体は。本会会員からの加入申し込みがあった場合、正当な理由がない限り、団体に加入することを拒んではならない。

4 登録団体は次の項目を目的に活動を行ってはならない。

- (1) 政治活動及び宗教活動
- (2) 営利目的
- (3) その他町内会の目的及び活動が著しく阻害されることが認められる場合。

(登録団体の権利)

第2条 登録団体は活動に関し次の権利を得ることができる。

- (1) 町内会備品・施設等利用の軽減
- (2) 町内会回覧への情報掲載。
- (3) 町内会掲示板への団体情報の掲示

(登録団体の義務)

第3条 登録団体は本会活動を十分理解し、本会主催の行事等に積極的に協力しなければならない。

2 会計年度末までにその年度の活動報告書及び翌年度の活動計画書を提出しなければならない。

(団体登録の申請)

第4条 登録を得ようとする団体は、次の項に定める書類を本会に提出しなければならない。

- 2 申請書類は以下のものとなる。
  - (1) 本会指定の登録申請書
  - (2) 会則等活動内容を明記した書類
  - (3) 団体会員名簿（住所明記のもの）

(団体登録の取り消し)

第5条 本会は登録団体の活動に関し不適切と判断した場合は、役員会の決議を経て該当団体の登録を取り消すことができる。

(活動補助金)

第6条 登録団体は、活動計画書及び見積資料、前年度活動報告書及び決算報告書（領収書コピー添付のもの）を提出することで本会に補助金を申請できる。活動補助金は本会役員会が審議決定する。

- 2 活動補助金を受けた団体は、活動報告書・決算書（領収書コピー添付のもの）を会計年度末までに提出すること。以下の場合には速やかに本会に返金すること。
  - (1) 支出できなかった金銭がある場合
  - (2) 不適切な支出があった場合